

第4章 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援

児童虐待の増加等を背景に、社会的な支援を必要とする子どもや家庭が増加しています。

「第1節 児童虐待に対する取組の強化」では、市町村や関係機関等と連携し、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応、保護・支援に至るまで一連の取組を強化するとともに、児童相談所の取組の強化を図ります。

「第2節 社会的な養護の場の充実」では、親の病気や離婚などにより社会的養護を必要とする子どもが心身ともに健全に育ち、自立できるよう、里親制度の普及をはじめ、児童養護施設の体制強化や生活集団の小規模化を図る等、社会的養護の場の充実に努めます。

「第3節 ひとり親家庭への支援」では、ひとり親家庭の自立を促進するため、ひとり親家庭の親とその子どもが抱える様々な悩みや問題に対し、きめ細かな相談援助を行うとともに、就業支援や経済的な支援等を行います。

「第4節 障がい児への支援」では、障がいの軽減や二次的障がいの予防につなげるため、障がいの早期発見や早期療育等の取組を推進するとともに、一人ひとりのニーズに応じた指導や支援が行われるよう特別支援教育の推進に努めます。

「第5節 いじめ・不登校やひきこもりへの対応」では、いじめ、不登校、ひきこもりなどの問題を抱える子どもや保護者等への支援を行います。

◆施策の体系

第1節 児童虐待に対する取組の強化

- (1) 児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応
- (2) 児童相談所の体制強化
- (3) 児童虐待の重大事例に関する検証等

第2節 社会的な養護の場の充実

- (1) 家庭的養護の推進
- (2) 児童養護施設等における機能強化
- (3) 家庭支援機能等の強化
- (4) 子どもの自立支援の強化
- (5) 施設や里親の下で暮らす子どもの権利擁護と虐待の防止

第3節 ひとり親家庭への支援

- (1) 子育てや生活支援の充実
- (2) 就業支援の推進
- (3) 養育費確保の推進
- (4) 経済的支援の実施

第4節 障がい児への支援

- (1) 早期発見・早期療育の推進
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 福祉サービスの充実
- (4) 発達障がい児への支援
- (5) 特別支援教育の推進

第5節 いじめ・不登校やひきこもりへの対応

- (1) いじめ・不登校への支援
- (2) ひきこもり等への支援



第1節 児童虐待に対する取組の強化

◆ めざす姿

- ☆ 虐待で子どもが傷ついたり、命を落とすことがない社会をつくります。
- ☆ 身近な場所で相談援助が受けられ、子育てについての不安軽減が図られます。
- ☆ 児童虐待を早期に発見し、迅速かつ的確な対応が可能となるような仕組みづくりを行います。
- ☆ 虐待を受けた子どもと、その家族との適切な関係の築き直しを行います。

トピックス

虐待防止は周囲の発見から

「何が虐待になるの？」という質問をよく聞きます。児童虐待には大きく分けて次の4つの種類があります。

- ① 身体的虐待
殴る、蹴るなどの暴力により身体に傷を負わせたり、生命に危険を及ぼすような行為をする等
- ② 養育の放棄・怠慢（ネグレクト）
適切な食事を与えない、不潔なまま放置する等
- ③ 心理的虐待
子どもに対する暴言や無視などの拒絶的な態度、子どもの前で配偶者等に暴力をふるう等
- ④ 性的虐待
子どもに対する性的行為の強要や性的行為を見せる等



このような虐待を受け続けた子どもは、生きるために必要な「自分は大切な存在である」という感覚を育てられなくなります。このことが、心身の成長や人格形成など、子どもの生涯に重大な影響を与えることになってしまいます。

「何か変だな」、「気になるな」と思っても、なかなかよその家庭に口出しできないと思われるかもしれませんが、しかし、児童虐待は、虐待を受けている子どもだけでなく、虐待を加えている親自身も子育てに悩み、一人で抱え込んでしまっている場合が少なくないのです。周囲が早く気づき、支援の手を差し伸べることが、虐待防止への第一歩となります。

★おかしいと感じたら迷わず連絡（通告）を！

あなたの連絡（通告）が、子どもを救います。（秘密厳守。安心して連絡してください。）

○各市町村の相談窓口

各市町村の福祉事務所（又は、児童福祉担当課）へ

○県の相談窓口

大分県中央児童相談所 代表電話 097-544-2016 [24時間対応]

（大分市荏隈5丁目 大分県社会福祉センター <*平成22年4月名称変更>）

大分県中津児童相談所 代表電話 0979-22-2025 [24時間対応]

（中津市中央町中央町1-10-22）

○具体的な取組

(1) 児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応

- ① 医療機関（産科・小児科）との連携により、支援が必要な妊産婦に保健指導を受ける機会を提供するとともに、乳児のいる家庭への全戸訪問事業の実施を促進する等、子育ての不安解消を図る取組を充実します。
- ② 育児不安の強い親や児童虐待が懸念される家庭に対し、定期的な訪問による養育支援を行う等の取組を促進し、虐待の未然防止を図ります。
- ③ 児童虐待の未然防止や早期発見、及びきめ細かな在宅支援体制の整備を促進するため、市町村職員や保健師、保育士等に対する研修を実施する等、人材の育成に努めます。
- ④ 社会的な援助や見守りが必要な子どもに適切な支援が行なわれるよう、市町村ごとに設置される「要保護児童対策地域協議会」を活用し、関係機関との連携強化を図ります。
- ⑤ 警察においては、関係機関との緊密な連携を保持し、児童虐待等の早期発見と被害児童の早期保護のための措置を積極的に講ずるとともに、悪質な事案に対する取締りを強化します。

(2) 児童相談所の体制強化

- ① 中央児童相談所については、「大分県こども女性相談支援センター（仮称）」（*平成22年4月開設予定）として、婦人相談所と一体的に施設及び体制の整備を行うとともに、児童相談に係る施策の企画立案や、学校、警察、医療等関係機関との連絡調整、市町村に対する支援等、企画調整機能の充実を図ります。
- ② 重篤な虐待事例等対応が難しい事案にも適切に対処できるよう、また、様々な相談に専門的な関わりができるよう、児童福祉司に対し専門研修を実施する等、職員の資質向上を図ります。
- ③ 心理的・精神的問題を抱える子どもや、保護者に対するケアや指導を充実させるため、児童心理司等の育成・確保や医療等専門機関との連携強化に努めます。
- ④ 中央児童相談所一時保護所における教育面及び医療・心理面での支援や生活環境についての充実を図ります。また、他の施設等で一時保護されている子どもに対しても、学習機会の提供等ひとしく適切な支援が行われるよう体制の充実を図ります。

(3) 児童虐待の重大事例に関する検証等

児童虐待による死亡事件等重大事例が発生した場合には、医療や法律、児童福祉等の専門家による検証委員会を設置し、専門的技術的な助言・指導の下に要因を検証するとともに、再発防止策を講じます。

第2節 社会的な養護の場の充実

◆めざす姿

- ☆ 様々な事情で親や家族と一緒に暮らせない子どもに、安全で安心して暮らすことのできる環境を提供します。
- ☆ 子どもが自立した社会人として、社会に巣立つことを支援します。

トピックス

社会的養護について

「社会的養護」とは、家庭において適切な養育を受けることができない子どもを、社会が責任を持って養育・保護するものであり、次のような制度があります。

- ① 児童養護施設、乳児院
様々な事情から家庭で生活できない子どもが生活する施設です。
専門知識を有する保育士や児童指導員が、子どもの状況に応じた養育や支援を行います。
- ② 里親・ファミリーホーム
里親は、子どもを家庭に迎え、豊かな愛情と家庭的雰囲気の中で、養育（家庭的養護）するものです。（詳細は下記参照）ファミリーホームは、一定の要件を備えた里親等が複数の子どもの家庭的養護を行うことをいいます。
- ③ 児童自立支援施設
不良行為や家庭環境等の理由により、生活上の指導が必要な子どもが生活する施設です。
寮生活や学習などを通じて、社会に適應できるよう支援を行います。
- ④ 自立援助ホーム
義務教育を終了した子ども等で、社会的自立が必要な子どもが生活する施設です。
就労指導や生活指導を行い、子どもが自活できるよう支援します。
- ⑤ 情緒障害児短期治療施設
情緒面から生活に支障をきたしている子どもに対し、心理療法や生活指導を行い、社会生活に適應できるよう支援する施設です。
- ⑥ 児童家庭支援センター
地域住民からの様々な相談を受け付け、助言や関係機関との連絡調整を行う施設です。
緊急的な子どもの保護に対応できる機能を有し、市町村を通じて短期的な子どもの預かり（ショートステイ）も行っています。

近年は、家庭で生活している場合でも、親の養育力不足等の理由から社会的支援が必要な子どもが増加しており、家族や地域に対する養育機能の再生・強化といった支援も「社会的養護」の一環と考えられています。

■解説■ 「里親」制度について

親の病気や離婚など様々な事情で親と離れて生活しなければならない子どもを家庭的な環境で養育するのが「里親」制度です。里親になるためには、①心身ともに健全であること、②子どもの養育についての理解と熱意を持ち、子どもに対して豊かな愛情を持っていること、③経済的に困窮していないことのほかには、特別な資格や要件は必要なく、また、養子縁組を前提とするものではありません。養育をお願いする期間は、数日間から数年間まで様々です。

なお、現在、児童養護施設等に入所している子どもを年末年始など学校等が休みの時期に、短期間預かる「トライアル里親制度」も実施しています。

県では、新たに里親になっていただける方を募集しています。

詳しくは下記までお問合せください。

○問合せ先：大分県中央児童相談所 電話097-544-2016 <平成22年4月変更予定>
大分県中津児童相談所 電話0979-22-2025

○具体的な取組

(1) 家庭的養護の推進

- ① 親元を離れて生活する子どもが、生まれ育った地域で安心して暮らせるよう、中学校区ごとに一人の里親を目標に、里親の新規登録数や里親受託率の向上を図ります。
- ② 里親の下で生活する子どもが、安心して新しい環境に馴染めるよう、里親に対する研修を実施するとともに、里親のための養育マニュアルを作成します。
- ③ 里親への支援体制の充実を図るとともに、里親が地域の理解と協力の下に子どもの養育を行えるよう、里親制度に対する理解促進を図ります。
- ④ 里親への委託が難しい中高生の家庭的養護の場の確保や、児童養護施設が無い地域における受け入れ先を確保するため、養育実績の高い里親等による「ファミリーホーム」の設置を促進します。

(2) 児童養護施設等における機能強化

- ① 児童養護施設等の職員（以下「施設職員」という。）の専門性や資質の向上を図るため、それぞれの施設等においてケースマネジメントや関係機関との連携、職員に対する指導・教育及び職員のメンタルヘルスに関する支援を行う「基幹的職員」の養成を行うとともに、施設職員のための研修体系を整備します。
- ② 心理ケアや治療、療育が必要な子どもへのきめ細かな支援が可能となるよう、「地域小規模児童養護施設」の設置等、ケア形態の小規模化を促進します。
- ③ 「家庭支援専門相談員」を活用し、施設に入所している子どもの家族関係の修復や、家庭復帰を積極的に推進します。
- ④ 「トライアル里親事業」を活用し、施設等に入所している子どもの家庭体験を推進します。

(3) 家庭支援機能等の強化

「児童家庭支援センター」において、緊急的な保護への対応や、地域における子どもや家庭に関する相談・指導、児童相談所をはじめ関係機関との調整等が適切に行われるよう、機能強化を図ります。

(4) 子どもの自立支援の強化

- ① 「児童自立支援施設」における教育環境の充実を図るため、学校教育の導入や施設の改築を行う等、機能強化を図ります。
- ② 「情緒障害児短期治療施設」の県内設置に努めます。
- ③ 「自立援助ホーム」の充実及び関係機関との連携体制の構築を支援します。

(5) 施設や里親の下で暮らす子どもの権利擁護と虐待の防止

- ① 「虐待防止マニュアル」を作成し、施設職員や里親等への周知徹底を図るとともに、子どもが気軽に相談できる環境や苦情解決体制の整備を行います。
- ② 「子どもの権利ノート」の活用を促進する等、児童養護施設や里親等の下で子どもが自らの意思を表明をし、自己決定できる環境づくりを進めます。

*** 数値目標 ***

項目	単位	20年度末現状（見込）	26年度末目標値
里親委託率	%	15.3%	19.0%
「ファミリーホーム」か所数	か所	0か所	4か所
児童養護施設における「基幹的職員」数	人	0人	14人
「地域小規模児童養護施設」か所数	か所	1か所	4か所
「児童家庭支援センター」か所数	か所	2か所	3か所
「自立援助ホーム」か所数	か所	1か所	2か所

第3節 ひとり親家庭への支援

◆ めざす姿

- ☆ 母子家庭や父子家庭、寡婦のそれぞれ固有の悩みやニーズに応じた支援をします。
- ☆ 就職支援や経済支援を通じて、安定した生活を送ることができます。

トピックス

「ひとり親」家庭 相談窓口

ひとり親家庭のお母さん、お父さんや寡婦のみなさんは、子育てや家事、生計を一人で担っていることが多いため、日常生活で様々な困難や悩みを抱え、また、心身共に負担が大きくなる傾向にあるようです。困った時は一人で悩まず、最寄りの相談窓口にご相談ください。

「ひとり親家庭」とは、母親または父親のいずれかと、その子どもからなる家庭のことをいいます。そのうち、母と子どもの家庭を「母子家庭」、父と子どもの家庭を「父子家庭」といいます。
「寡婦」は、かつて母子家庭の母であった人で配偶者のいない女性のことをいいます。

○ 母子自立支援員

市の母子（ひとり親家庭）福祉担当課には、ひとり親家庭や寡婦の皆さんの総合的な相談窓口として、母子自立支援員が配置されています。関係機関とも連携し、助言や情報提供を行っています。

問合せ先 市にお住まいの方…… 市の母子（ひとり親家庭）福祉担当課
町村にお住まいの方…… 東部保健所地域福祉室（日出町・姫島村）
西部保健所地域福祉室（玖珠町・九重町）

- 大分県母子福祉センター 電話 097-552-3313（土曜・祝日を除く毎日受付）
母子家庭や寡婦のみなさんの健康維持及び生活向上の促進を目的に設置される母子福祉施設のひとつです。日常生活や仕事に関する各種相談に応じています。
主な取組は以下のとおりです

大分県母子家庭等就業・自立支援センターにおける支援

母子家庭の母を対象に、就業相談や就業情報の提供、職業斡旋、就業支援講習会の開催など、一貫した就業支援サービスの提供を行います。

無料法律相談の実施

養育費の取決め方法や金額、不払いへの対応などについて、弁護士による無料法律相談を定期的に実施しています。

養育費は、社会人として自立するまで子どもを育てるのにかかる費用のことです。離婚しても、親子であることになんら代わりはなく、養育費を支払うことは親としての当然の義務です。

○ 具体的な取組

(1) 子育てや生活支援の充実

① 相談事業の充実

- ア 母子自立支援員や大分県母子福祉センターにおいて、子育てや生活、就業等に関する相談や自立に向けた支援を行います。
- イ ひとり親の抱える様々な悩みや課題に的確に対応できるよう、母子自立支援員をはじめ相談従事者に対する研修を実施し、資質の向上を図ります。
- ウ 子育てや健康面の悩みについて気軽に相談できるよう、生活支援講習会や電話相談を実施するとともに、ひとり親家庭が定期的に交流できる場を設けます。
また、ひとり親家庭の子どもへの不安や悩みに対するケアについても配慮します。

② 子育て支援サービス等の充実

- ア 就業促進や子どもの健全育成に資するため、ひとり親家庭における保育所や放課後児童クラブの優先的利用を促進します。
- イ 就業活動や病気、冠婚葬祭等一時的に日常生活や子育てへの支援が必要となった場合、家事や介護、保育等のサービスを行う家庭生活支援員を居宅に派遣します。

③ 生活支援の充実

- ア 母子生活支援施設（※1）入居者の自立を促進するため、施設と関係機関との連携を強化する等機能の充実を図ります。
- イ ひとり親家庭における県営住宅への優先的入居を進めるとともに、市町村営住宅においても同様の取組が行われるよう、市町村に働きかけます。

(2) 就業支援の推進

① 一貫した就業支援サービスの提供

- ア 大分県母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就職相談や職業の斡旋等一貫した就業支援サービスをハローワークや大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）との連携により提供します。また、地域においては、母子自立支援員がハローワークと連携し、就業相談等の支援を行います。

② 能力開発への支援

- ア 母子家庭の母の職業能力開発を支援するため、指定教育講座等修了者に対し受講費用の一部を訓練給付金として支給します。
- イ 母子家庭の母で、看護師や介護福祉士、保育士等の資格取得が見込まれる者等に、訓練期間中の生活支援として、高等技能訓練促進費を支給します。

③ 母子福祉団体等への優先的な事業発注の推進

- ア 県庁舎等における売店等の設置や物品購入に際し、母子福祉団体等への優先的な許可や事業発注について配慮します。

(3) 養育費確保の推進

- ア 養育費の取得手続き等について、母子自立支援員がサポートを行うとともに、弁護士による無料法律相談を実施します。また、市町村の窓口等において、養育費の取得手続きや相談窓口等を掲載したリーフレットを配布する等、情報提供に努めます。

(4) 経済的支援の実施

- ① 児童扶養手当の支給や、母子寡婦福祉資金の貸付け等、経済的支援を行います。
- ② ひとり親家庭が負担した医療費の一部について助成を行う市町村への支援を行います。

※1 母子生活支援施設

18歳未満の子どもを養育している母子家庭、または何らかの事情で離婚の届出ができない等、母子家庭に準じる家庭の女性が、子どもと一緒に利用できる施設です。

県内に3か所の施設があり、様々な事情で入所されたお母さんと子どもに対し、心身と生活を安定するための相談・援助を進めながら、自立を支援しています。

第4節 障がい児への支援

◆ めざす姿

- ☆ 障がいについて周囲の理解が深まり、障がいのある子どもやその親を社会全体、地域全体で支え、見守る環境が醸成されます。
- ☆ 障がいのある子どもが、一人ひとりの適性や成長に応じた支援を受けられます。

トピックス 育てにくさ、関わりの難しさで悩んでいませんか？

とても得意なことがあるのに、何でもないようなことがすごく苦手だったり、呼んでも中々振り向かない、いつもと違うことをすると癇癪を起こすなど、お子さんについて悩んでいませんか。

それは、「発達障がい」が原因かもしれません。一人で悩まずに、専門の相談機関に相談してみましょう。早めの対応がお子さんにとって、何より大切です。

発達障がいとは・・・

■自閉症

①目線が合わない、他人と興味を共有できない、感情が伝わらないなどの対人関係の障がい、②一問一答になってしまい会話にならない、遊びのルールや役割を理解できない等のコミュニケーションの障がい、③物体の細部にこだわる、周りから見て意味のない習慣にこだわる等の特徴とする障がいです。

■学習障がい

聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力の習得と使用に著しい困難を示す障がいです。

■注意欠陥多動性障がい

着席しているべき状況で離席したり、物をなくしたり、他人を邪魔したり阻止することがよくあるなど、不注意、多動性、衝動性を特徴とします。

☆発達障がいは、生まれつき脳の機能に障がいがあることが原因です。

「親のしつけが悪い」「性格が悪い」など誤った認識・非難で、子どもだけでなく親までも傷ついてしまうことがあります。発達障がいについて正しい理解が必要です。

まず、お住まいの市町村の保健師（母子保健担当）にご相談ください。
お子さんに応じた療育機関等をご紹介します。

○具体的な取組

(1) 早期発見・早期療育の推進

- ① 心身の発達について、乳幼児健康診査の質の向上を図り、早期発見に努めるとともに、継続的な支援を要する乳幼児や障がい児及び障がいが疑われる児に対して巡回療育相談を定期的に実施する等、障がい児等の地域療育等支援事業の充実に努めます。
- ② 地域における療育指導の拠点として、児童デイサービスを充実します。
- ③ 親の会の療育活動や相談活動を推進するとともに、親子の絆の形成を支援します。

(2) 相談支援体制の充実

- ① 適切な療育方法や保健・医療・福祉に関すること等、乳幼児期から就学期に至るまで必要な情報提供を行うとともに、市町村や関係相談支援事業所と連携して相談支援体制を整備します。
- ② 障がい児のニーズに対応した保健・医療・福祉・教育等多様なサービスを総合的に提供するため、相談支援従事者の資質向上を図ります。

(3) 福祉サービスの充実

- ① 障がい児を対象とした居宅支援ホームヘルプサービスやショートステイによる在宅福祉サービスの充実に努めます。
- ② 児童デイサービス及び保育所等に対する個別指導や職員研修を通じ、障がい児の療育技術の向上を図ります。
- ③ 肢体不自由児施設や重症心身障害児施設、知的障害児施設等において、障がいの種別や程度に応じた専門的な治療・訓練等の提供に努めます。
- ④ 子どもの傷病の早期治療を促進するとともに、子育て家庭における経済的負担の軽減や障がい児の福祉の増進を図るため、医療費の助成や特別児童扶養手当及び障害児福祉手当の支給を行います。

(4) 特別支援教育の推進

- ① 障がいのある子ども一人ひとりのニーズを把握し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した的確な支援を行うため、福祉・医療等の関係機関と連携して個別の教育支援計画の作成・活用を推進します。
- ② 特別支援学校教員の専門性を向上させるため、特別支援学校教員免許状の取得推進や、子どもの障がいの重度化・重複化に対応した教育や支援の充実に努めます。
- ③ 特別支援学校において、小・中学校等の教員への支援や、特別支援教育等に関する相談・情報提供、障がいのある子どもへの指導等、地域の特別支援教育のセンターとしての機能充実に努めます。
- ④ 特別支援学校及び幼稚園、小・中・高等学校に学校内の支援や他機関との連絡調整を行う特別支援教育コーディネーターを配置し、障がいのある子どもへの支援を行います。
- ⑤ 発達障がい等のある子どもへの指導方法等について、助言等を行うため、保育園や幼稚園、小・中・高等学校を対象に、特別支援学校教員による巡回指導を実施します。
- ⑥ 特別支援学校において、福祉・労働関係者と連携して職場開拓を行い、産業現場等における実習や就労等に向けた進路指導の充実に努めます。

(5) 発達障がい児への支援

- ① 発達障がいに関する正しい知識の普及啓発を図ります。
- ② 発達障がいに関する専門家の養成や、医療、保健、福祉、教育、労働等関係機関の連携を図る等、早期発見・早期療育や個々のライフステージに応じた支援のための体制整備に努めます。
- ③ 発達障がいのある子どもへの支援方法を検討するため、幼稚園、小・中・高等学校に管理職や特別支援教育コーディネーター、担任等から構成される校内委員会の取組を推進します。
- ④ 通常の学級に在籍する発達障がいのある子どもに、障がいの状態に応じた教育的な支援が行えるよう、専門性を備えた教員を配置した通級指導教室の設置を進めます。

*** 数値目標 ***

項目	単位	20年度末現状(見込)	26年度末目標値
「児童デイサービス事業所」か所数	か所	16か所	24か所
特別支援学校教員免許状の保有率(小・中学校)	%	27%	90%

第5節 いじめ・不登校やひきこもりへの対応

◆ めざす姿

- ☆ いじめや不登校など子どもに関する悩みを、身近な場所で相談できます。
- ☆ 子どもにとって、親や学校の先生以外の大人に自分の悩みを相談することができます。
- ☆ 学校に行きたいのになぜか不安で行けない子どもの心を癒し、自分がしたいことや生き方を見つける場を提供します。

トピックス

教育支援センター（適応指導教室）について

現在、県内では、県教育センターにある「ボランの広場」をはじめ、15市町に教育支援センター（適応指導教室）が開設されています。それぞれの教育支援センターで多少異なりますが、概ね以下の活動を行い、不登校児童生徒の学校復帰及び社会的自立を目指しています。



【主な活動内容】

- 1 訪問指導など不登校児童生徒及び保護者への支援
- 2 不登校児童生徒を支援する体験活動プログラム
- 3 その他、学習支援活動、相談活動等

詳しくは各教育支援センター、または設置している市町村委員会にお問い合わせください。

県内にある教育支援センター（適応指導教室）

所在市町村	名称	電話番号	設置者
大分市	ボランの広場	097-569-0118	大分県教育委員会
中津市	ふれあい学級	0979-25-2461	所在市町村の 教育委員会
豊後高田市	ピリーフ	0978-53-4655	
宇佐市	せせらぎ学級	0978-37-1605	
別府市	ふれあいルーム	0977-23-0867	
杵築市	ひまわり	0978-63-5220	
国東市	フレンドリーひろば	0978-73-0066	
大分市	フレンドリールーム	097-538-3778	
臼杵市	きずな	0972-62-8341	
津久見市	ネロリ	0972-82-6144	
由布市	コスモス	0977-84-3111	
佐伯市	グリーンプラザ	0972-22-5131	
竹田市	サフラン	0974-66-2003	
豊後大野市	かじか	0974-22-0586	
日田市	やまびこ学級	0973-22-1019	
玖珠町	わかくさの広場	0973-72-2856	

詳しくは、各教育支援センター、または設置している市町村教育委員会にお問い合わせください。

○具体的な取組

(1) いじめ・不登校への支援

- ① いじめや不登校に関する相談体制を強化するため、教職員、児童生徒及びその保護者の相談に応じ、指導や助言を行う「いじめ不登校対策相談員」を各教育事務所に配置するとともに、小学校を中心にした巡回相談や訪問相談を実施します。
- ② ネットいじめに関する児童生徒や保護者からの悩み、不安に対し、メールを活用した相談を行うとともに、情報モラルに関する教育を充実するなどの対策を講じます。
- ③ 子どもの気持ちに寄り添った相談を行うため、小・中・高等学校に臨床心理士等のスクールカウンセラーを配置するとともに、その活用を図ります。
- ④ いじめの予防や早期解決を図るため、アンケート等による実態調査を行うほか、必要に応じて個別面談等を実施するなどの対応を行います。
- ⑤ 保育園や幼稚園から小学校に、あるいは小学校から中学校に進む子どもの不安を解消し、移行が円滑に行われるよう、連携の充実を図ります。
- ⑥ 不登校児童生徒及び保護者への支援を行う「教育支援センター(適応指導教室)」の機能を充実するとともに、学校、家庭、関係機関等が連携した地域ぐるみのサポートネットワークを整備します。

(2) ひきこもり等への支援

ひきこもり・ニート(※1)、不登校状態にある青少年やその家族等への支援を行っている「大分県青少年自立支援センター」について、青少年の問題に関する総合的な相談窓口である「子ども・若者総合相談センター」(※2)への発展を視野に入れて機能強化を図り、教育委員会だけでは対応が困難な青少年に対し、総合的な支援を行います。

*** 数値目標 ***

項目	単位	20年度末現状(見込)	26年度末目標値
不登校児童生徒の割合(小学生)	%	0.35	0.25
不登校児童生徒の割合(中学生)	%	2.95	2.10

※1 ニート(NEET: Not in Education, Employment or Training)

求職活動を行っていない15~34歳のうち、卒業生、未婚者で、家事や通学をしていない者を表す表現です。

※2 「子ども・若者総合相談センター」

平成21年7月8日に公布された「子ども・若者育成支援推進法」(平成21年7月法律第71号、平成22年4月1日施行)第13条により、地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとされています。

■相談機関等の紹介■

<いじめ・不登校に関する相談機関等>

○いじめ・不登校対策相談室

各教育事務所に「いじめ・不登校対策相談室」を設置し、いじめや不登校の問題をはじめ、家庭での子育てや学校での教育などに関する相談に応じています。

名称	専用電話番号	所在地
中津教育事務所	0979-25-2212	中津市中央町1-5-16（代表電話 0979-22-3031）
別府教育事務所	0977-67-6396	別府市大字鶴見字下田井14-1（代表電話0977-67-2254）
大分教育事務所	097-506-5926	大分市府内町3-10-1（代表電話097-506-5923）
佐伯教育事務所	0972-22-1818	佐伯市長島町1-2-1（代表電話0972-22-3011）
竹田教育事務所	0974-63-2189	竹田市山手1501-2（代表電話0974-63-2103）
日田教育事務所	0973-23-7631	日田市城町1-1-10（代表電話0973-23-5125）

○大分県教育センター「いじめ・不登校相談」

不登校やいじめ、進路・適性、日常生活上の諸問題に関する相談に応じます。

・来所相談：月曜日～金曜日（9:00～17:00）＊予約制：事前に電話連絡

・電話相談：月曜日～金曜日（9:00～17:00）

097-503-8987/097-569-0829（直通）

・メール相談：随時(E-mailアドレス： soudan@edu-c.pref.oita.jp)

<ひきこもりに関する相談機関等>

○大分県青少年自立支援センター

所在地：大分市東春日町1-1 NS大分ビル 2F

ひきこもり等、社会的な自立に困難を抱える者及びその保護者、関係者からの相談

☆電話・FAX（097-534-4650）による相談

（毎週月曜～金曜10:00～21:00/土曜10:00～18:00/日曜13:00～17:00）

☆来所による面接相談（毎週火曜～土曜 10:00～18:00予約制）

○大分県こころとからだの相談支援センター（仮称）

所在地：大分市大字玉沢字平石908番地（代表電話097-541-5276）

☆精神保健福祉相談電話：097-541-6290

☆こころの電話：097-542-0878（※メールでのご相談は受付けていません）

☆ひきこもりやこころの病気に関する相談

電話相談 8:30～17:15

いずれも予約制（一部保険診療）

来所相談（精神科医、臨床心理士）